



保医発1206第1号
平成22年12月6日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)について下記のとおり改正し、本日より適用することといたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1の第2章第1部B001の2の(1)に次のように加える。
セ 片頭痛の患者であってバルプロ酸ナトリウムを投与しているもの
- 2 別添1の第2章第6部4の(2)を次のように改める。
(2) 外来化学療法加算は、関節リウマチの患者、クローン病の患者、ベーチェット病の患者、強直性脊椎炎の患者、潰瘍性大腸炎の患者、尋常性乾癬の患者、関節症性乾癬の患者、膿疱性乾癬の患者及び乾癬性紅皮症の患者に対してインフリキシマブ製剤の注射を行った場合、又は関節リウマチの患者、多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎の患者及び全身型若年性特発性関節炎の患者に対してトシリズマブ製剤の注射を行った場合も算定できる。
- 3 別添1の第2章第11部第2節L100、L101に次のように加える。
(8) 上肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合は、区分番号「L100」神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用)の「4」痙性斜頸又は下肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合に準じて算定する。

(参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 B 0 0 1 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月 1 回に限り算定する。 ア～ス (略) セ <u>片頭痛の患者であってバルプロ酸ナトリウムを投与しているもの</u> (2)～(13) (略) 第 6 部 注射 <通則> 4 外来化学療法加算 (1) (略) (2) 外来化学療法加算は、関節リウマチの患者、クローン病の患者、 <u>ベーチェット病の患者、強直性脊椎炎の患者、潰瘍性大腸炎の患者、尋常性乾癬の患者、関節症性乾癬の患者、膿疱性乾癬の患者及び乾癬性紅皮症の患者</u> に対してインフリキシマブ製剤の注射を行った場合、又は関節リウマチの患者、多関節に活動性を有す	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 B 0 0 1 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月 1 回に限り算定する。 ア～ス (略) (2)～(13) (略) 第 6 部 注射 <通則> 4 外来化学療法加算 (1) (略) (2) 外来化学療法加算は、関節リウマチの患者、クローン病の患者及び <u>ベーチェット病の患者</u> に対してインフリキシマブ製剤の注射を行った場合、又は関節リウマチの患者、多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎の患者及び全身型若年性特発性関節炎の患者に対してトシリズマブ製剤の注射を行った場合も算定

る若年性特発性関節炎の患者及び全身型若年性特発性関節炎の患者に対してトシリズマブ製剤の注射を行った場合も算定できる。

(3) (略)

第11部 麻酔

第2節 神経ブロック料

L100 神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）、L101 神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法使用）

(1)～(7) (略)

(8) 上肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合は、区分番号「L100」神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）の「4」痙性斜頸又は下肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合に準じて算定する。

できる。

(3) (略)

第11部 麻酔

第2節 神経ブロック料

L100 神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）、L101 神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法使用）

(1)～(7) (略)